

令和 6 年第 3 回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧表 令和 6 年 9 月 6 日(金)・9 日(月)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
6 日 (金)	1	9 時10分	山下享司 (P 2)	1 今後のあいち健康プラザについて 2 日高町長就任から 1 年間の実績を踏まえた機構改革の考えについて
	2	10時10分	山田眞悟 (P 4)	1 高齢者の介護・医療の充実を目指して 2 緒川小学校のホールや教室の冷房の強化を求めます。
	3	11時10分	前田明弘 (P 5)	1 東浦マラソン及びスポーツ振興の現状と課題について 2 都市計画道路衣浦西部線（国道 366 号バイパス）の高架下の落書きの対応について
	4	13時00分	長坂知泰 (P 7)	1 本町の「不登校支援策」を問う 2 石浜駅のバリアフリー化について
	5	14時00分	森靖広 (P11)	1 過去の災害を教訓に 2 東浦町内で頑張っているスポーツ選手、団体を応援しよう
	6	15時00分	大川晃 (P16)	1 子育て施策に合わせた組織改編を 2 南海トラフ地震臨時情報と飲料水・生活用水の確保について 3 子宮頸がんワクチンの接種を逃した方のキャッチアップ接種について
9 日 (月)	7	9 時10分	秋葉富士子 (P19)	1 児童クラブについて 2 「県民の日学校ホリデー」について 3 トイレトレーラーについて
	8	10時10分	杉下久仁子 (P21)	1 町立保育園を取りまく状況への今後の対応は 2 個別避難計画作成の推進と発災時の実践に向けた課題は 3 迅速な避難所開設と人権が尊重される避難所運営に向けた備えを
	9	11時10分	間瀬宗則 (P25)	1 日高町長就任後 1 年間の成果と課題について 2 今後の緒川新田まちづくりと生活道路の改善について
	10	13時00分	赤川操恵 (P29)	1 認知症の人に寄り添った地域社会の構築を 2 激甚化する豪雨災害への対策を
	11	14時00分	久松純志 (P33)	1 本町のさらなる活性化と活力ある社会の実現に向けた現状は 2 子育て支援から児童の権利擁護を

質問順位 1 15番議員 山下 享司（親和会）

1. 今後のあいち健康プラザについて

愛知県の施設である、あいち健康の森健康科学総合センター、通称「あいち健康プラザ」については、開館から 25 年以上が経過しており、平成 29 年 3 月に策定された「あいち健康の森健康科学総合センター（あいち健康プラザ）の見直し基本構想」によれば、今後プラザが担う機能に見合った効率的な施設となるよう、減築等の検討を進めるとの基本的な考え方が示されました。また、平成 30 年にはあいち健康の森健康科学総合センター整備基本調査が実施され、同年 3 月には想定スケジュールを含めた県の方向性が示されています。

しかし、コロナ禍において P C R 検査所や新型コロナウイルス感染者の療養施設として利用されるなど、想定スケジュールと現状には大幅な乖離が生じている状況です。

そこで以下のとおりお尋ねします。

- (1) 減築等の検討を進めるに至った経緯及び減築について町として把握している内容を伺う。
- (2) 想定スケジュールとの乖離を含めた現在の状況、また、コロナ禍における施設の活用を経て、あいち健康プラザの減築や利活用の方向性に変更はないか町としての把握している内容を伺う。
- (3) あいち健康の森とその周辺地区には、あいち健康プラザをはじめ、国立長寿医療研究センターや、あいち小児保健医療総合センターなど、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地しており、健康長寿分野において全国でも有数の集積地となっている。

東浦町と大府市では、この地区を「ウェルネスバレー」と名付け、「健康長寿の一大拠点」の形成を目指し、「ウェルネスバレー基本計画」に沿った取組を進めている。その中でもあいち健康プラザは重要な施設の一つと考えるが、現状に対する町の見解を伺う。

- (4) 健康プラザの健康科学館やアトリウムを単に廃止し、取り壊すのではなく、オリンピックの競技種目でも注目されたスケートボードなどのアーバンスポーツ施設として再利用を提案するが、町の見解を伺う。

2. 日高町長就任から 1 年間の実績を踏まえた機構改革の考えについて

日高町長は昨年 8 月に町長に就任され、11 月には政策指針「東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～」の施策や取組内容を示すロードマップを作成し、町政を進めてこられました。各種協定の締結や定例記者説明など、ロードマップに沿ってこれまでにない取組を進め、着実に実績を積み重ねておられると感じています。

しかしながら、いくら町長の政策が優れていても、その政策を確実に実行していく組織と体制がなくては、画竜点睛を欠くことになってしまいま

す。今後、ロードマップに記載された施策や取組を加速させていくためには、政策の実現を可能にする組織を構築していくことが重要です。

そこで以下のとおりお尋ねします。

- (1) ロードマップに沿って様々な取組みがなされたと思いますが、この1年を振り返り、その実績は。また実績を踏まえて、今後の展望や思いはどのようなことが挙げられるのか伺う。
- (2) ロードマップの6つ目の柱「地域に誇りと愛着を持てるまちへ」の「(2) 開かれた行政」のNo.153で「多岐にわたる行政課題に対応するため、グループ制を検討します」としている。
今後進めていく組織体制では、年度内においてもフレキシブルな人事体制をとることやグループ制も含んでいるのか伺う。
- (3) 機構改革は、どのような考えのもとで進めていくのか伺う。
- (4) 機構改革を進める中で、今後、何を求めているのか伺う。
- (5) 政策を実現させる能力を持った職員の育成に当たって、これからの職員育成についての考えを伺う。

質問順位 2 4 番議員 山田 眞悟（庶民倶楽部）

1. 高齢者の介護・医療の充実を目指して

団塊の世代が後期高齢者の枠組みに入り、これまで以上の介護・医療サービスの需要急増が予測されます。介護施設や医療機関の人材不足の深刻化、質の低下が懸念されます。

- (1) 本町の高齢者人口の推移を伺います。また、近い将来、高齢者が高齢者を支える社会が訪れることも不思議ではないと考えますが、東浦町地域福祉計画に立って5年後10年後の見通しはいかにあるのか伺います。
- (2) 最近の包括的支援事業において、専門職員への相談件数、相談内容の特徴点を伺います。また、民生委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）への高齢者からの相談状況を伺います。
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の、現状と今後の事業展開を伺います。
- (4) 中日新聞6月21日朝刊「高齢者医療見えぬ天井「後期」保険料24年度過去最高に」を読んでゾッとします。今後の介護保険料も同様に増えていくのでしょうか。本町としての見解を伺います。
- (5) 東浦町内の介護保険施設数と今後の施設設置予定を把握しているのか伺います。
- (6) 介護施設入居待機者数について、年間通しての待機者の変動状況を伺います。
- (7) 認知症高齢者等おでかけあんしん事業登録制度の内容と最近の登録者数、「行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業（GPS機器初期費用の全額助成）」の事業実績と今後の取り組みを伺います。
- (8) 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の要望の声が多いです。高齢者であれば利用できる補助制度が望まれます。県内の状況を伺います。

2. 緒川小学校のホールや教室の冷房の強化を求めます。

緒川小学校はオープン教室のため個々の教室への冷房が行き渡らない状況で、この夏は熱気に包まれ授業に障害が起きている模様です。電力不足に対応した太陽光発電パネルを設置して、大型空調機をもってホールや教室全体に冷風が行き渡るように施設改善を提起しますが本町の見解を伺います。

質問順位 3 13 番議員 前田 明弘（親和会）

1. 東浦マラソン及びスポーツ振興の現状と課題について

第1回東浦町民マラソンは昭和50年2月に役場前の横断歩道をスタート地点として開催されました。当時は文化センター内に現スポーツ課が配置されており、多くの方々の協力、ご指導のおかげで実施に至った大会であり知多半島の5市5町の中で最初にスタートしたマラソン大会です。

第1回大会はコース設定を東浦中学校の陸上競技部員にも協力をしてもらい、巻き尺を使って50回以上もの入念な距離測定を行いました。コースは中学生男女2kmと一般5kmの2種目。中学生のコースは折り返し地点が県営東浦住宅北側の下、三ッ池付近。一般のコースは県営東浦住宅を南下して三本松交差点を右折して阿久比方面へ500m付近が折り返し地点として設定されました。当日は雪が舞い寒い中でありましたが大いに盛り上がった大会でした。

マラソン会場は開催当初は役場前から県営東浦住宅方面等のコースでありましたが、その後は町内で幾度か変遷し、平成11年(第26回)からあいち健康公園とその周辺道路を会場として変更されました。度重なるコースの変更についても公道利用許認可において半田警察署にもご協力いただきました。

平成24年(第38回)大会から現在のコースに至っており、コース設定については愛知陸上競技協会の役員の皆様にも素晴らしいコースであると受け賜いました。また、記念大会として開催された2大会に招待した、日本の女子一流選手の素晴らしいパフォーマンスに感動したものです。50年間、半世紀引き継がれてきた伝統ある東浦マラソンは多くの協力を得て歴史ある大会として開催され、地元に着した素晴らしいイベントであります。

しかし一方で、第1回大会160名の参加者は、平成11年(第26回)2,147名と増加し、平成24年(第38回)大会で申し込み数4,493名、参加者4,103名がピークでありましたが、近年の参加者は令和元年(第45回)2,296名、令和4年(第48回)1,076名、令和5年(第49回)1,248名と約10年でピーク時の3割に減少していることは課題と考えます。

そこで次の事柄等について伺います。

- (1) 東浦マラソンの課題、参加者の減少傾向の原因について伺う。
- (2) 東浦マラソンの課題を踏まえ、今後の大会についてどのように考えているのか伺う。
- (3) 東浦マラソンと同様にスポーツ振興事業として、愛知県市町村対抗駅伝競走大会（以下「愛知駅伝」という。）がある。町長の政策指針においても、「愛知駅伝で上位入賞を目指します。」と掲げられており、その実現には、変革も必要と考えています。まず一歩として、毎年実施されているランニングスキルアップ教室、児童の体力向上を目指すランニ

ングイベント（大府市と共催）の更なる充実を求めるがその考えを伺う。

- （４）愛知駅伝で上位入賞を目指すには運営側の改革も必要であると考えます。現状を見直しあらたな対策等を考えているか伺う。

２．都市計画道路衣浦西部線（国道 366 号バイパス）の高架下の落書きの対応について

国道 366 号バイパスは、半田市から東浦町を経由して大府市を結ぶ計画全長 9.7 キロメートルの幹線道路で、2011 年（平成 23 年）に半田市亀崎町から大府市横根町間が開通し、現在も 4 車線化に向けた整備が行われている。従来 of 国道 366 号は道幅が狭く渋滞が多かったために J R 武豊線の東側に建設された。朝夕の通勤ラッシュも多少緩和されて物流等も良くなってきた。しかし現状は片側 1 車線で片側 2 車線が必要な時期になってきた。

現在、東浦町の藤江地区から石浜地区までの高架下をみると農作業に必要な公道となっており生活道路でもある。その高架下のトンネルの左右のコンクリートには想像を絶するような落書きがあり不愉快な思いにさせられる。そこで伺います。

- （１）落書きについていつ頃から行われていたか把握しているのか伺う。
（２）住民や地域の方々から問い合わせはなかったのか伺う。
（３）担当部署での巡視は定期的に行われているのか伺う。
（４）落書き防止するためのアイデアについて伺う。

質問順位 4 2 番議員 長坂 知泰（町民ファーストの会）

1. 本町の「不登校支援策」を問う

近年の小中学校の不登校問題については深刻さを増している。平成 28 年 12 月の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」）の成立以降、町内小中学校における不登校の児童生徒数は、図表 1 に見るようにより一時改善傾向がみられたものの、以降、増加の一途をたどり令和 5 年には小中学校合計で 216 人、西部中学校の全校生徒数 164 人と比較しても既に一つの学校を超える規模にまで至っている。そこで本町の「不登校支援策」について以下のとおり質問する。

- (1) 図表 1 に見るようにより、町内小中学校における不登校状況は、令和 5 年で合計 216 人となっている。教育基本法の義務教育を受けさせる義務が必ずしも履行されていない現在の状況について、本町ではどのように認識しているかご所見を問う。
- (2) 本町が、現在までに行ってきた「不登校支援策」について、それぞれの各課題に対し、どのような具体的支援策を行ってきたか、また行ったが熟慮の上取り止めたものはあるか、そしてどのように結果に反映されたか、またされなかったかを、「教育機会確保法」の基本理念に即して問う。
- (3) 本町の多様な学びの場の選択肢として、ふれあい教室（適応指導教室）がある。現在の在籍者と平均的な出席人数、またカリキュラムやその内容について伺うとともに、それ以外の施策、また新たに考えている対策について伺う。
- (4) 不登校支援においては各家庭との連携が必要であり、保護者支援やアウトリーチ型支援が重要と考えるが、現在までの施策、新たな対策についてご所見を問う。
- (5) 図表 2 は、文部科学省ホームページに掲載されている文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」（令和 6 年 3 月公表・浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター、公益社団法人子どもの発達科学研究所）の不登校の「きっかけ要因」についての教師、不登校児童生徒、保護者からの回答結果を抜粋したものである。
 - ア. 本町における不登校の要因分析と比較し、一致する部分、異なる部分は何か、また、本町における不登校要因の特長についてのご所見を問う。
 - イ. この「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」では、不登校の関連要因の分析から【いじめ被害及び友達とのトラブルの予防】【教師の行動、学校風土の改善】【授業改善、学習支援の充実】【児童生徒の体調、メンタルヘルス、生活リズムへの注目】【背景要因へのア

プローチ】などを導き出しているが、本町が 216 人の不登校状況を検証する中で導き出している方向性についてご所見を伺う。

- (6) 第 6 次東浦町総合計画、第 2 期基本計画において不登校生徒児童の割合を 2028 年度目標 4.56%とし、15 年後（2038 年度）には方向性を下げの方向としているが、すでに令和 5 年度は 5.15%となっている。無論、数値目標のみで図る問題ではないが施策を打出し効果を検証するのは必然である。2028 年度の目標を 4.56%とした組成根拠、また 15 年後を下げの方向性とした根拠について具体的にどのような施策により改善を図っていくのかご所見を伺う

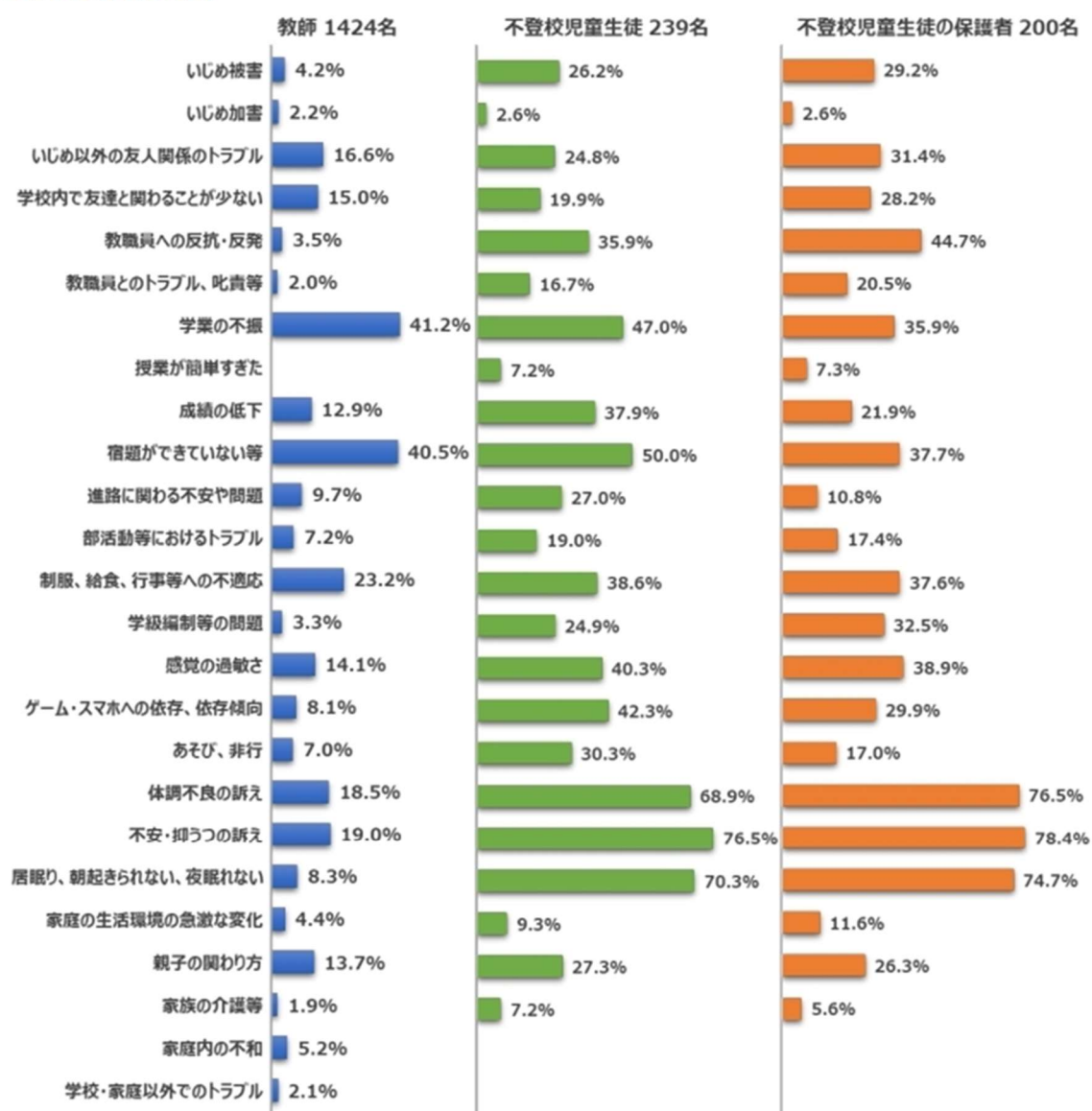
図表 1 町内 小・中学校における不登校状況 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
小学校	45	51	41	76	98	3.54%
中学校	60	49	92	94	118	8.26%
合計	105	100	133	170	216	5.15%

(東浦町教育委員会調べ)

図表 2 不登校関連要因 教師・児童生徒・保護者の回答比較

「きっかけ要因」について



出典：「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究報告書
令和6年3月公表浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター、公益
社団法人 子どもの発達科学研究所」

2. 石浜駅のバリアフリー化について

石浜駅は、昭和 32 年（1957 年）4 月に開業した東海旅客鉄道・武豊線の無人駅である。駅の構造は 2 面 2 線の 2 つのホームを跨線橋で繋ぐ地上駅である。単線区間にある交換駅であり列車交換（行き違い）が可能。この列車交換設備は、平成元年（1989 年）隣の緒川駅の高架化工事に伴い設置されたものである。それ以前は、ホームは西側の現在の 1 番線のみであり、上下列車ともこのホームのみを使用していたものである。付近に大型商業施設や高校など無いにもかかわらず図表 3 に見るように半田駅に次ぐ乗降客数を誇るが、石浜地区は東浦町内最大の人口を抱えながらも高齢化の進んでいる地区であり、そのような中で、石浜駅のバリアフリー化を求める声も強い。そこで質問する。

- (1) 高齢者やベビーカーを持つ世代のバリアフリー化の声は、必ずしもエレベーター導入を求めるものではない。緒川駅の高架化工事はすでに終了しており、旅客列車については平成元年以前の上下線とも 1 番線のみを使用に戻すことにより、跨線橋を渡らず移動の円滑化を図ることを要望するものである。通常 30 分毎の列車運行であれば履行可能と思慮しご尽力を願うものであるがご所見を伺う。
- (2) 石浜駅はバリアフリー法対象駅（乗降人員 3,000 人以上等）ではないものの、相応の乗降人員を誇っている。しかし入口から階段で上がり下がり強いられ、スロープさえない状態は半世紀前と全く変わっておらず、移動の円滑化を求められる公共交通機関の旅客施設としては著しく配慮を欠いていると言わざるを得ない。バリアフリー化の視点で総合的に石浜駅構内の設備の見直しを求めたいがご所見を伺う。

図表 3 武豊線各駅の乗降客数

順位	駅名	乗降客数（人/日）
1位	大府	25,463
2位	亀崎	5,006
3位	緒川	3,311
4位	東浦	3,204
5位	半田	2,848
6位	石浜	2,295
7位	乙川	2,104
8位	尾張森岡	1,166
9位	武豊	1,149
10位	東成岩	997

「国土数値情報（駅別乗降客数データ）」（国土交通省国土政策局・令和 5 年度）を加工して作成

質問順位 5 1 番議員 森 靖広（高志会）

1. 過去の災害を教訓に

質問に先立ちまして、令和 6 年 1 月 1 日発災した能登半島地震において、亡くなられた方々へのお悔やみと、未だ被災生活されている方々へお見舞いを申し上げます。

また、一日も早い復興復旧をお祈りするとともに、現地でボランティア活動されている皆様への敬意を表します。

質問に入ります。本年 1 月 1 日の能登半島地震に係る被害状況について。7 月 30 日時点、内閣府発表の被害報告は、人的被害は死者 299 人、うち災害関連死 70 人、行方不明者 3 人、重軽傷者 1,327 人、住宅被害は全半壊 2 万 6,816 棟、石川県内の避難所数は 153 箇所、1,422 人が避難所での生活を余儀なくされており、まだまだ復興についてはこれからであります。私たちは各地で起きた大規模災害で得た教訓を忘れることなく防災減災に向けた取り組みを継続していくことが必要かつ重要であると考え以下質問します。

- (1) 地震や津波による直接的な死を逃れたが、その後の避難生活で命を落としてしまう災害関連死をどう防ぐのか。8 年前の 2016 年 4 月に発生した熊本地震では直接震災で亡くなった方は 50 人で、災害関連死として認定された方は約 4 倍の 218 人とされています。災害関連死の多くは 70 歳以上の高齢者が占めていて社会問題となっています。避難所における生活環境の改善は、市町村が行うものであるが、市町村向けの「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、発災後には、簡易ベッド、簡易台所などの設備等を整備する等生活環境の改善対策を講ずることも盛り込まれていることを鑑み以下について伺います。

ア. 避難所、自宅での避難生活において屋内、屋外インスタントハウス
《※図表 1》を今まで検討したことがあるか伺う。

イ. 屋内、屋外のインスタントハウスを活用する考えがあるか伺う。

ウ. 屋内、屋外インスタントハウスを導入することを提案しますが、導入後のメリット・デメリットについてご所見を伺う。

エ. 屋内インスタントハウスを避難訓練などで実際に住民の方へ作り方や体験をしてみてはどうかと考えるがご所見を伺う。

- (2) 避難所における生活環境において、正確かつ同じ情報を避難者全員へ伝えていくことが重要だと考えます。様々な情報伝達方法がある中でテレビのデータ放送を利用してはどうか。実は、このデータ放送を市民への情報発信ツールとして活用している自治体が増えてきています。東海地方では岐阜県が既にデータ放送を利用した情報を発信しています。三重県においては「県政だより みえ」と称してデータ放送で配信するなど、より多くの情報をタイムリーに届けています。スマホに不慣れな高齢者には情報がなかなか伝わりにくいという課題もある一方、データ放

送では、テレビさえあれば d ボタン一つで簡単にアクセスができるため、高齢者にも即時性のある情報を伝えることができます。

また、データ放送は災害時にも強いという利点もあります。2018 年 9 月、最大震度 7 を観測した胆振東部地震が起きた際は、このとき北海道エリア全域で大規模停電、いわゆるブラックアウトが起き、携帯電話の基地局もダウンしてしまい、スマホも使えなくなりました。そのとき活躍したのがデータ放送でした。停電の際、もちろん家庭ではテレビを見ることはできません。しかし、非常用電源のある役所、公共施設や避難所では置いてあるテレビを見ることができ、避難した多くの住民がテレビの前に集まり、データ放送を利用して、市町村が発信する停電や避難に関する情報を住民が的確に知ることができたとも聞いています。

名古屋市に本社を置く民放テレビ局が、配信動画プラットフォーム Locipo（ロキポ）《※図表 2》を運営しています。民放テレビ局同士が協力して視聴者に届けているサービスになります。この Locipo はこれまでの枠を超え、地域密着で活動している共同体と連携をしていることは大きなメリットがあると考えます。この Locipo はスマホに不慣れな高齢者にも大変優しいと思います。データ放送は災害時にも即時性のある情報発信ができるという利点があると考え以下について伺います。

ア. 本町において災害時の情報伝達方法は何があるか伺う。

イ. 災害時の情報発信の在り方をどのように考えているか伺う。

ウ. 災害時においてデータ放送を活用した情報発信を始める考えはあるか伺う。

エ. 配信動画プラットフォーム Locipo を利用する際に考えられるメリット、デメリットについてご所見を伺う。

※図表 1



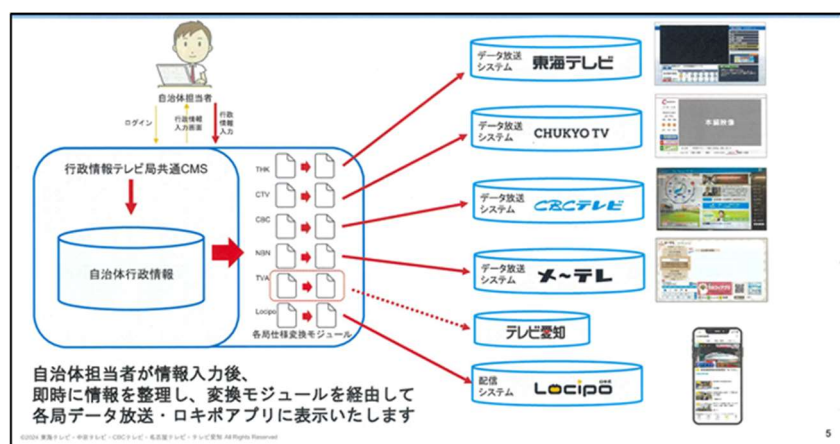
▲屋内インスタントハウス

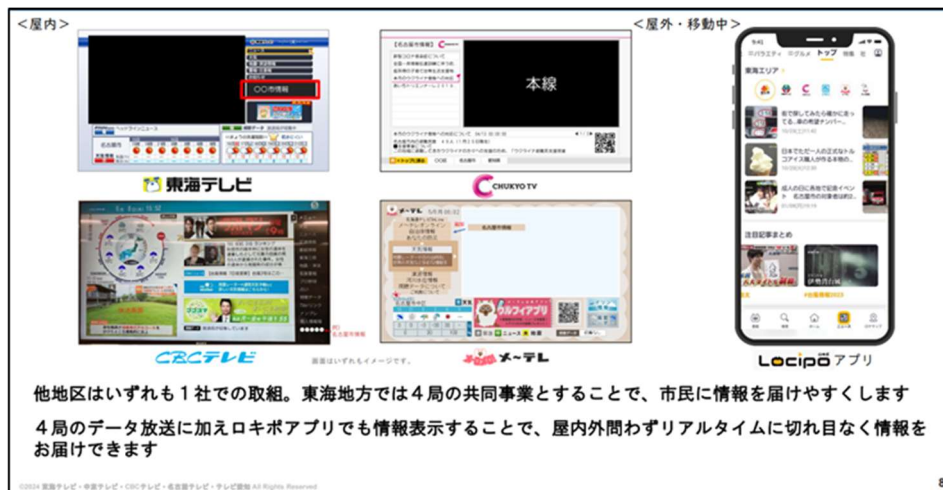


▲屋外インスタントハウス

出典：名古屋工業大学 北川啓介教授より画像提供

※図表 2





▲ 平常時も町内の情報をリアルタイムで発信、特に災害時には即効性がある。
出典：2024年3月26日 新政あいちオンライン政策勉強会資料より抜粋

2. 東浦町内で頑張っているスポーツ選手、団体を応援しよう

パリ 2024 オリンピックが大熱狂に包まれ閉幕しました。また、8月28日から9月8日までの12日間はパラリンピック競技大会が盛大に開催され世界中のアスリートが様々な競技で競い合い、メダルを目指し感動、勇気を与えてくれています。競技の規模は違うが本町でも自己成長、地域活性、社会的なつながりなどスポーツを全力で取り組んでいると認識しています。スポーツの力は無限大で、チームスポーツやクラブ活動を通じて、新しい友人や仲間と出会うことができます。これにより、社会的なつながりが広がり、コミュニケーション能力や協調性も養われます。また、スポーツを通じて目標を設定し、それを達成することで自己成長を感じることが出来ます。努力や忍耐、挑戦する精神を学び、自己肯定感を高めることができ、さらにスポーツイベントや大会は地域の活性化にもつながります。競技団体を誘致することで地元経済の活性化に寄与し、地域全体が盛り上がるきっかけにもなります。特に地域活性という観点で選手が実力を発揮できる

場の提供、地域全体がスポーツに対する関心を高め、選手のモチベーションも向上すると考え以下について伺います。

- (1) 本町の激励金制度の他に愛着が持てるような物品やノベルティ等を授与する考えはないか伺う。
- (2) 町内のスポーツ少年団が利用する体育施設が、他市町の団体と同じ予約方法であるために体育施設が取れず練習や試合が出来ないという課題もあるが、本町の認識を伺う。
- (3) 本町のスポーツ団体が優先的に体育施設を予約できる仕組みが必要だと思うが、本町としての考えを伺う。
- (4) 本町在学中のスポーツ選手、団体が輝かしい成績を残した場合は小学校、中学校単位で表彰することはあるのか伺う。
- (5) 11月21日から27日までの「あいちウィーク」期間中の1日を学校や市町村が「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日となる。学校ホリデーを利用し町主催のスポーツイベントを開催してみてはどうかと考えるがご所見を伺う。

質問順位 6 12 番議員 大川 晃（親和会）

1. 子育て施策に合わせた組織改編を

国は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき、「こどもがまんなかの社会」を実現するために内閣府の外局として、こども家庭庁を令和 5 年（2023 年）4 月 1 日に発足させました。

こども家庭庁が発足される前は、こどもの貧困や少子化対策は内閣府、保育所での児童虐待は厚生労働省、小学校でのいじめ問題は文部科学省でと管轄が分かれていました。こども家庭庁は、この縦割り行政を廃止し、制度や構造のはざまに取りこぼされていた子どもたちや問題を抱える家庭を支援することを目指しています。

改正児童福祉法が今年度から施行され、全国の市区町村で「こども家庭センター」設置が努力義務となりました。

この「こども家庭センター」は、妊娠中の母親や就学前の子どもらを支援する「母子保健」と、子どもへの虐待防止や支援が必要な家庭への「児童福祉」と、これまで別々の組織で対応していた分野を一体化したワンストップの相談窓口となります。本町では、妊産婦は健康課、就業前の子どもは児童課、小学生は学校教育課が各相談窓口となっています。そこで本町で「こども家庭センター」を設置する考えとそれに伴う組織改編について本町の見解を伺います。

- (1) こども家庭庁発足に対する本町の見解を伺います。
- (2) こども家庭庁が管轄する事業を受け入れる本町の部署を伺います。
- (3) 「こども家庭センター」の設置について本町の見解を伺います。
- (4) 子育て施策に合わせた組織改編をする考えについて伺います。

2. 南海トラフ地震臨時情報と飲料水・生活用水の確保について

気象庁は、8 月 8 日 16 時 42 分頃に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生したことにより、南海トラフ地震の想定震源域で、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると判断したことから、8 月 8 日 19 時 15 分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表し、地震の発生から 1 週間経過後の 8 月 15 日 17 時をもって解除しました。

お盆休み前に、この聞きなれない南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表により、飲料水を始めとした防災用品の買い出しが行われ、一部店舗では品薄となる状態が発生しました。

そこで今回発表された南海トラフ地震臨時情報という「特別な注意の呼びかけ」時における本町の対応と飲料水及び生活用水の確保についてお伺いいたします。

- (1) 令和 3 年 12 月に改訂された防災マップの 1 ページに南海トラフ地震臨時情報について二次元コードが掲載されています。今回はじめて南海ト

ラフ地震臨時情報が発表されましたが、住民に対する情報発信のあり方としての本町の見解を伺います。

(2) 今回の南海トラフ地震臨時情報が発表された時の本町の対応について伺います。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されても慌てないために、住民の皆様に飲料水や食料の「ローリングストック」の必要性を伝えるべきと考えますが本町の見解を伺います。

ア. 本町における「ローリングストック」の住民の認知度を把握しているか伺います。

イ. 本町が行っている「ローリングストック」の住民への周知方法を伺います。

(4) 災害時において水の確保は重要です。飲料水と生活用水と使い分ける考え方が必要と考えますが本町の見解を伺います。

(5) 本町には災害時に水を供給するために各学校に 1 t の給水タンクと各コミュニティセンターに 3000 l の給水コンテナタンクを備えていますが、それらの運用について伺います。

ア. 学校にある給水タンクの設置について、災害時に誰が何処に設置するのかを伺います。

イ. コミュニティセンターにある給水タンクは、災害時にどのように使用されるのかを伺います。

ウ. 災害時に給水元となる施設が何処なのかを伺います。

エ. 本町として給水車を配備する考えがあるのか伺います。

3. 子宮頸がんワクチンの接種を逃した方のキャッチアップ接種について

厚生労働省は、平成 9 年度生まれ～平成 19 年度生まれ（誕生日が 1997 年 4 月 2 日～2008 年 4 月 1 日）の女性で子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）の接種を逃した方に対して令和 7（2025）年 3 月までの間、公費でワクチン接種できる案内を出しています。

子宮頸がんワクチンは、期間を空けての 3 回接種となるため今年の 9 月中旬に 1 回目のワクチン接種をしなければ令和 7 年 3 月までに 3 回目の接種が完了できなくなります。

そこでキャッチアップの対象となる方に対する子宮頸がんワクチン接種についてお伺いいたします。

(1) 本町における子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ対象者に対する周知方法を伺います。

(2) 本町における子宮頸がんワクチン接種の接種状況（キャッチアップ対象者を含む）を伺います。

(3) 子宮頸がんワクチン接種にかかる公費負担額を伺います。

- (4) キャッチアップ対象者が1回目のワクチン接種を10月以降に接種した場合の公費負担はどうなるのか伺います。
- (5) 子宮頸がんワクチン接種ができる町内の医療機関数を伺います。

質問順位 7 6 番議員 秋葉 富士子（公明党東浦）

1. 児童クラブについて

こども家庭庁のホームページによると、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。本町ではこの事業を児童クラブとして、留守家庭等の小学校に就学している児童に対し、授業終了後や夏休み等の学校休業期間に実施しています。またこの事業は保護者の仕事と子育ての両立支援を保障するという目的もあります。小学校低学年の子供を持つ保護者は、子供を預けるそれまでの保育園等の環境から学校、児童クラブという環境の変化に少なからず悩みを持つと考えます。特に夏休み期間中の児童クラブは子供が過ごす時間も長く、適切な遊び及び生活の場となっているか等が課題だと考え、質問いたします。

- (1) 夏休み期間中の児童クラブの加入希望者の募集について伺います。
- (2) 夏休み期間中の児童クラブの職員の人員配置について伺います。
- (3) 夏休み期間中の児童クラブの児童の過ごし方について伺います。
- (4) 夏休み期間中の児童クラブの昼食をお弁当の持参だけでなく、保護者がお弁当を発注し、児童館に届けてもらう仕組みを試行しています。その経緯と内容、進捗状況について伺います。
- (5) 職員の確保、運営等の観点から、児童クラブの事業を民間委託することについて、本町の見解を伺います。

2. 「県民の日学校ホリデー」について

県政 150 周年のレガシーとして、2023 年から、11 月 27 日が「あいち県民の日」となりました。これを契機に、家族と子供と一緒に過ごすことができる環境づくりにつなげるため、「県民の日学校ホリデー」が創設されました。愛知県のホームページによると、「県民の日学校ホリデー」の趣旨は、家庭、地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための学校休業日です。さらに地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に、家族などと一緒に参加することで、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ契機とすることを目的としているとあります。保護者の有給休暇の取得を促すことも目指していますが、様々な事情から、親子で「県民の日学校ホリデー」を過ごすことが難しい子供がいるのも現状だと思います。

2024 年度の本町の「県民の日学校ホリデー」は 11 月 25 日月曜日と決まりましたが、学校が休業日となるため、県から市町村に子供達の居場所づくりに努めるよう協力が求められています。そこで本町の「県民の日学校ホリデー」の子供達の居場所づくりの取り組みについて質問いた

します。

- (1) 2023 年度の「県民の日学校ホリデー」の本町の子供達の居場所づくりの取り組みについて伺います。
- (2) 2024 年度の「県民の日学校ホリデー」の本町の子供達の居場所づくりの取り組みについて
 - ア. 予定されている取り組みの概要について伺います。
 - イ. 学校休業日であるため、給食の提供がありませんが、昼食の提供を希望する子供のための取り組みについて考えを伺います。
- (3) 本町以外の他市町、県等のイベント情報について、どのように住民に周知するのか伺います。

3. トイレトレーラーについて

2024 年 6 月 28 日、政府の中央防災会議は、国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画の修正を決めました。内閣府の防災情報のページによると、防災基本計画修正（令和 6 年 6 月）の概要（案）に令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正の一つとして避難所運営が挙げられました。高齢者などの要配慮者が多く被災したことから、災害応急対策に「福祉的な支援」を明記。避難所の開設当初から段ボールベッドや間仕切りの設置に努めるよう市町村に求めました。また、指定避難所の保健衛生環境の整備に向けては、仮設トイレなどの早期設置に加え、「簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー」を明示し、より快適なトイレの設置に努めることを市町村に要請しました。災害時のトイレ対策についてはこれまでも一般質問してきましたが、改めて重要だとの認識から質問いたします。

- (1) 本町の災害時のトイレ対策について伺います。
- (2) トイレトレーラーについて
 - ア. 本町で把握しているトイレトレーラーのメリット、デメリットについて伺います。
 - イ. 本町にトイレトレーラーを導入することを提案しますが、見解を伺います。

質問順位 8 3 番議員 杉下 久仁子（日本共産党ひがしうら）

1. 町立保育園を取りまく状況への今後の対応は

今年 6 月 25 日の全員協議会で「町立保育園を取りまく状況について」の説明があり、結婚や転職等により自己都合退職する保育士の増加（6 月 20 日時点の今年度末までの退職予定 18 名）、新規採用職員への応募の減少による退職見込み人数の補充のめどが立たず、保育士不足がおきて現在の保育体制を維持することが困難になっている、とのことでした。これまで公立保育園を主軸に教育認定児（以前は私的契約児）もすべて受け入れ、待機児童ゼロを長年続けてきた東浦町にとって非常に厳しい問題と認識しています。

説明にあった「今後の対応」として提示している 5 項目について課題または対策を問います。

- (1) 1 点目「クラス数の見直し」では、国の示す保育士の配置基準である 3 歳児 20 対 1 から 15 対 1、4・5 歳児 30 対 1 から 25 対 1 への改善が行われない、従前どおりの配置基準によるクラス編成としています。経過措置があるため基準違反にはなりません、保育士が一人に対応するには負担が大きい状況は変わらないと考え、町としての課題の認識と加配等の対応を伺います。
- (2) 2 点目「採用活動の強化」では、保育学科のある大学等への P R で町長はじめ町幹部が直接、説明に出向くことや、保育士不足の現状を伝え潜在的な保育士の就業を促すとあります。積極的な採用をすることは良いが、3 点目の「保育士の事務の見直し」にある「保育士の定着につながるよう、保育士の事務負担の軽減を図り、働きやすい環境づくりを進める」こととあわせて、給料や手当等の処遇改善も課題となっていると考えます。町としての認識と具体的な採用活動に向けた取り組み、働きやすい環境づくりを伺います。
- (3) 4 点目の「3 歳の教育認定児」では、現在の保育体制が維持できないと判断した場合、2025 年度から 3 歳の教育認定児が受け入れられない可能性がある、との内容でした。第 2 回東浦町職員採用試験が行われていますが、保育体制の予測と 3 歳教育認定児の受け入れ判断の状況を伺います。また、8 月の町広報紙等で令和 7 年度 4 月に入園を希望する 3 歳教育認定児の申込書配布・受付を第 2 回（令和 7 年 1 月）に変更することを伝えていますが、問い合わせ件数と内容を伺います。
- (4) 5 点目の「保育の民営化、幼稚園等の誘致」では、町立保育園の民営化等の移行を進めるためのプラン作成を加速するとあります。
 - ア. 現状でのプランの概要と民営化ありきではないかどうか、また現場保育士等の意見も反映されたものとなるか伺います。
 - イ. 東浦町公共施設再配置計画の複合化のモデル事業①森岡地区拠点施設では森岡保育園と森岡西保育園の統合が予定されているが、今回の

保育の民営化等を進めるプランとの関連を伺います。

2. 個別避難計画作成の推進と発災時の実践に向けた課題は

災害が発生したときには、自身の安全を確保することが大前提ですが、高齢や障がい等により災害時に自力で避難をすることが難しい方がいます。そうした方に対し「避難行動要支援者登録制度」があり、本人や家族の同意のもと避難行動要支援者台帳を作成し、行政と在住の地域の関係機関で情報を共有しています。また、この台帳をもとに個別避難計画を作成し災害が起きた時には、個々の避難計画に基づき、消防・警察・民生委員・自主防災組織等の避難支援関係者が避難支援や安否確認等を可能な範囲で行っていくことになっています。

どのような支援や避難方法が必要なのかはそれぞれの要支援者によって変わるため計画作成が難しく、本町では東浦町社会福祉協議会へ個別避難計画作成コーディネーター配置事業を委託し進めているところです。

先の6月議会で他議員が一般質問された内容に、避難行動要支援者の名簿台帳総数約2400人、そのうち避難支援関係者への名簿情報共有に同意している人は661人、不同意が1740人（2024年4月1日時点）と答弁されています。また、個別避難計画の作成状況では、高潮・津波等のハザード区域に居住する避難行動要支援者のうち60人が作成済み、2人が作成中、1人が否認していることも述べられました。

- (1) 現在の個別避難計画の作成数・率と、作成に対する評価・課題を伺います。
- (2) 個別避難計画作成後の関係機関へ情報提供の状況とそこから見えてきた課題、また今後の取り組みを伺います。
- (3) 避難支援関係者の1つである自主防災組織（自主防災会）の加入者は「本町では、自主防災会の会員は全ての住民であると位置づけています」（本年3月議会の他議員一般質問への答弁より）としているが、そのことを認識している町民は多くないと考えます。また、災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

全町民が会員と位置づけている理由、根拠と現状の課題、また自主防災会の組織・行事の周知や参加促進への今後の取り組みを伺います。あわせて盆踊り大会やコミュニティまつり等のコミュニティ行事と防災を連動させ、気楽に参加でき楽しく防災意識を高める取り組みへの見解を伺います。

（例①：東京都あきる野市では、各自主防災会の活動の均衡を図る目的等で防災・安心地域委員会を設立（参考図あり）。あきる野市防災コンクールを開催。実践的な地震の初期対応や消火・救助活動など披露。）

(例②：兵庫県加古川市にあるマンションの管理組合では、餅つき大会と炊き出し、ゴルフを通じた防災コミュニティ活動等に取り組んでいる。)

3. 迅速な避難所開設と人権が尊重される避難所運営に向けた備えを

今年4月3日に起きた台湾東部沖地震では発災から数時間で避難所の開設がされ、プライバシーが確保されたテントや簡易ベッド、豊富な種類の食事と仮設トイレ設置等、避難しても快適な生活を送ることのできる環境が整ったことは、日本でも報道され驚かれた人も多いと思います。

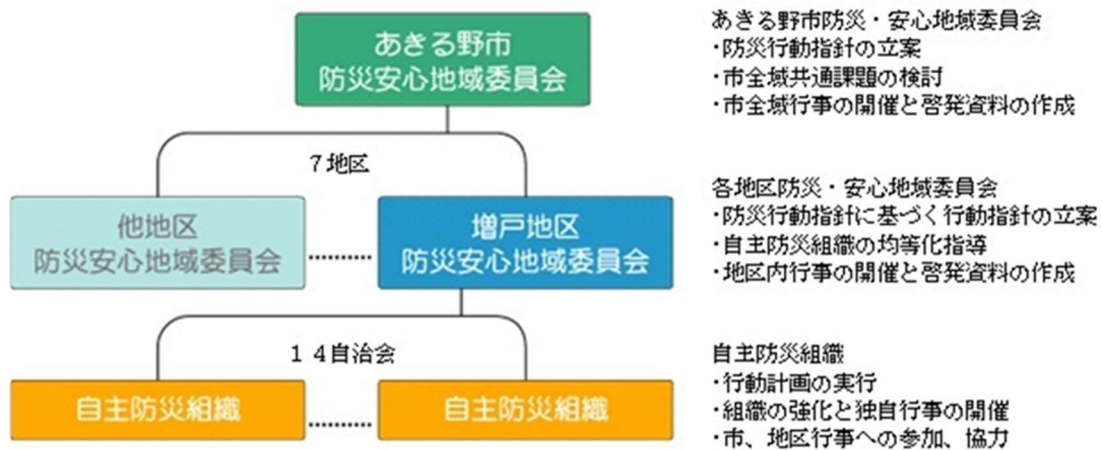
かたや1月1日に起きた令和6年能登半島地震では、発災から1カ月がたっても十分な食事や生活スペースが確保されない避難所もあり、台湾との差に驚きと日本政府の災害対策の遅れを感じる人も多いのではないのでしょうか。

根本的に国の対策の不十分さがあり、災害対策基本法第49条の7で市区町村が避難所開設の主体となっているため、自治体ごとで備蓄や支援に差が出ている、と防災専門家からの指摘もあります。そこで質問します。

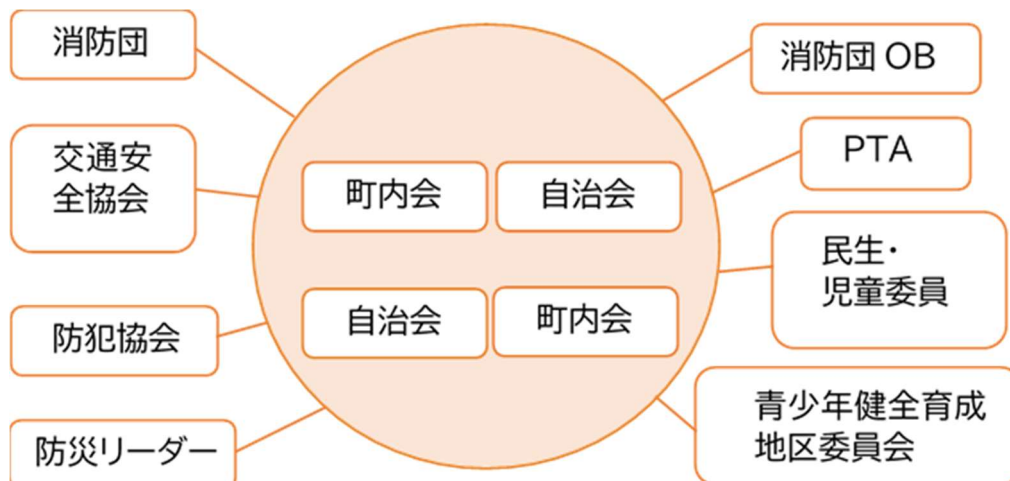
- (1) 地方自治体から国に対して、プライバシーが守られ健康な生活が送れる避難所の設置に向けた備蓄等の標準を示し、自治体へ財源措置を行うよう求める姿勢が必要と考えるが、本町から国へ要望する考えを伺います。
- (2) 台湾での迅速な避難所の開設と運営につながった背景には、官民連携があったと言われています。日ごろから自治体と民間団体、ボランティアとのコミュニケーション、また誰が何を支援するのか明確にした役割分担とそれを自治体職員が把握している体制があるそうです。

自治体職員も被災する状況で、避難所開設から運営まで職員の負担が大きい現状の課題の解決に向けた見解を伺います。また、全国で広がっているファーストミッションボックス(※)を指定避難所ごとに導入しているか伺います。

- (※避難所について何も知らない人でも、避難所の開設ができるように、初めに(ファースト)やるべき任務(ミッション)を記載した手順書と、最低限必要となる資材を入れた箱(ボックス)のこと)



▲あきる野市増戸地区 防災・安心地域委員会の概要（あきる野市ホームページ）



▲あきる野市防災・安心地域委員会体制図（あきる野市ホームページ）

質問順位 9 8 番議員 間瀬 宗則（清流会）

1. 日高町長就任後 1 年間の成果と課題について

令和 5 年 8 月に東浦町長に就任、同年 11 月に町長が目指すまちの姿や、方向性ともいえる政策指針である「東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～」について、今後 4 年間ににおける施策・取組の内容や手順等を示すロードマップを作成し、発表されました。ロードマップでは、「Challenge!」「Happy!」「Smile!」の 3 つをキーワードに、基本政策指針における 8 つの柱、27 の政策、202 の取組内容について、担当部、年次計画、備考として実施事業等を記載して、分かりやすく、見やすいものであり好評との声を聞いています。

施策の展開においては、本年 10 月からは子ども医療助成事業の対象を通院・入院とも 18 歳まで拡大、町運行バス「う・ら・ら」を名鉄巽ヶ丘駅へ乗り入れるなど、住民ニーズに応えたものとなっており大いに評価できます。

また、毎月実施される定例記者説明による情報発信は、今までにない取り組みであり、そこから発信される町の情報が NHK や知多メディアスを始めとしたテレビ各局、中日新聞を始めとした新聞各社など各報道機関に大きく取り上げられ、東浦町をアップデートする姿勢を感じるという住民の声を多く聞きます。

国、県等との連携についても中部国際空港株式会社と循環型社会の実現に向けた連携協定や、ソフトバンク株式会社と包括連携協定の締結など多方面との連携を行っている情報が報道されることで、民間企業からも注目したい自治体の一つになっているなどの声が聞かれ、各方面から好印象で受け止められています。

町長就任から 1 年が経過しましたが、この間の実績を踏まえて、町長自身の評価と今後の課題、目指す町の明確な未来の姿など、以下 5 点について質問します。

- (1) ロードマップに記載した 8 つの柱、27 の政策、202 の取組内容について進捗状況と、当初の計画どおり進んでいるのか伺います。
- (2) 定例記者説明の開催や、従来にない取り組みも多いが、政策を推進する町職員との意思疎通について、どのような形で行われているのか、課題はないのか伺います。
- (3) 定期的な住民との対話が重要と考えるが、今後どのように進める考えか伺います。
- (4) ロードマップの「はじめに」は、今後は、施策・取組の進捗状況を踏まえてロードマップの内容を更新していくとのことですが、1 年経過して更新する内容はあるのか、あるとすればどの時点で行うのか伺います。
- (5) 1 年間の実績を踏まえた町長の自己評価、今後の課題と対応策、及び町長が掲げる 8 つの柱の推進で、どんな東浦町の未来を目指すのか、に

ついて伺います。

2. 今後の緒川新田まちづくりと生活道路の改善について

緒川新田のまちづくりについては、土地区画整理事業に関すること、都市計画道路名古屋半田線（以下、名古屋半田線という）及び都市計画道路知多刈谷線（以下、知多刈谷線という）に関することなど、議会定例会の一般質問で令和元年6月から何度も取り上げてきました。

緒川新田地区では、平成27年4月1日に（仮称）東浦緒川新田土地区画整理組合設立準備委員会（以下、準備委員会という）が発足、土地区画整理事業を円滑に進める手段として、令和元年9月24日に準備委員会において名古屋半田線を土地区画整理事業の区域から除外し、県に道路整備を進めていただく方針が決定されました。しかしながら、今年に入り、土地区画整理事業のアンケート調査を行った結果、土地区画整理事業を進めることに賛同される方が、事業化の目標となる85%以上に至らなかったため、令和6年7月1日に事業の中止を決定し、準備委員会も解散されました。

一方、道路整備の経過として、平成30年11月18日には、知多刈谷線に係わる道路計画及び用地測量説明会が開催されました。また、令和2年1月26日には、名古屋半田線に係る事業概要及び測量説明会の開催がありました。令和4年5月16日、17日の2日間で名古屋半田線に係わる道路計画及び用地測量の説明会が開催され、現在、県と町が連携して、知多刈谷線と名古屋半田線の2つの幹線道路の整備を進めていると認識しています。

名古屋半田線、知多刈谷線の幹線道路の整備については、早期の着工と完成を強く要望します。また、土地区画整理事業が中止となった今、早急な生活道路の整備が必要と感じていますが、幹線道路整備によって地域が分断されたり、不便になる可能性など問題が多くあり、今後、幹線道路を中心としたまちづくりの進め方にシフトされる中で、既存住宅地から幹線道路へのアクセスについて、どのように利便性を考えているのか、また、都市計画マスタープランにおいて、緒川新田地域の地域別構想の「道路・交通の方針」には、「都市計画道路の整備を進め、円滑で安全な道路環境の形成を図ります。」と記載されており、今一度、生活道路の整備について検討する必要があると考え、以下5点について質問します。

- (1) 名古屋半田線、知多刈谷線の用地交渉について進捗状況を伺います。
- (2) 名古屋半田線、知多刈谷線の完了予定時期を伺います。
- (3) 名古屋半田線の計画は、道路幅員22m、4車線で中央分離帯が設置され、地域が東西に分断される。東西の往来には、信号交差点を通過する必要があり、既存の生活道路から信号交差点までのスムーズなアクセス道路の整備（令和4年6月一般質問で指摘）や、沿線施設等への自由な出入りが困難になる等の問題がある。幹線道路ができることで、地域住民の生活が不便になるようなことがあってはならないと考え、以下につ

いて伺います。

ア．中釜池の地域から計画交差点（２）【別添提案図参照】に出るために計画されている（仮称）組田橋へのアクセス道路について、接続する町道緒川新田 232 号線は、狭あいだで住宅が張り付いていることから拡幅は困難と思われるため、その北側の町道緒川新田 44 号線まで延伸する道路を提案するが、見解を伺います。（提案箇所①）

イ．丸山、寿久茂の地域（児童館、老人憩の家等がある）から計画交差点（１）【別添提案図参照】へ出る場合には、車のすれ違いが困難な狭い町道を通過、西釜池を経由して交差点に出るルートになります。また、同地区にある医療機関へ、緒川植山交差点方面から入ろうとすると中央分離帯があるため、計画交差点（１）でＵターンする必要があります。これらの問題解決のため、町道の拡幅（提案箇所②）、町道の新設（提案箇所③）を提案するが、見解を伺います。

ウ．名古屋半田線で分断される町道の対策について、具体的な計画を伺います。

（４）知多刈谷線は、２車線で名鉄河和線を道路高架で超える計画と認識しているが、以下について伺います。

ア．高架部分と平面部分の道路幅員、歩道などの整備計画について伺います。

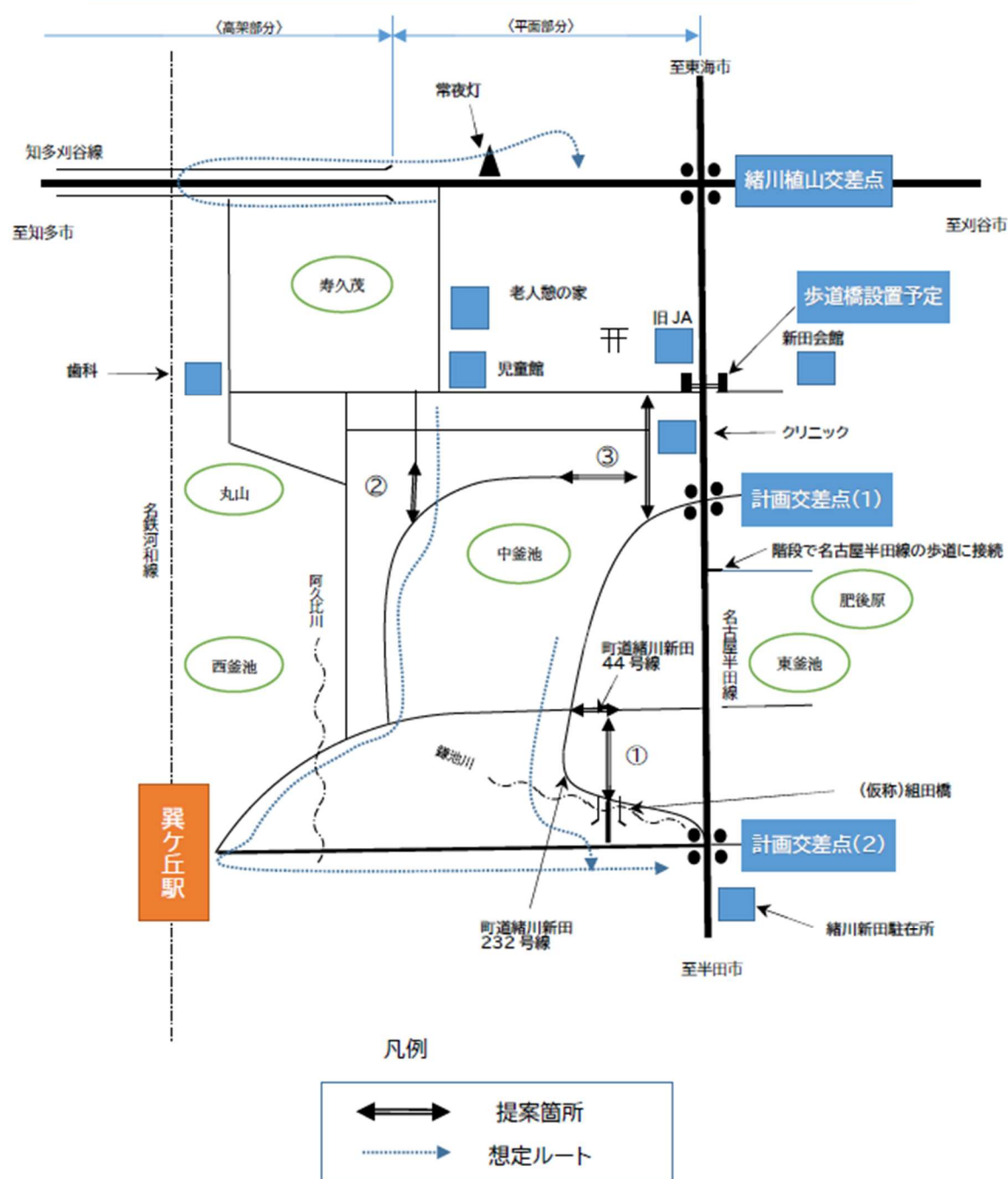
イ．丸山、寿久茂の地域から緒川植山交差点へ出るには、名鉄河和線を超える知多刈谷線の高架下に新設される道路を通して交差点にでるルートになるが、高架道路下部の詳細な整備計画について伺います。

ウ．説明会では、常夜灯【別添提案図参照】がある狭い町道を通して本道にでる計画との説明があったが、拡幅計画はあるのか、また、安全対策や通行規制はするのか伺います。

（５）都市計画マスタープランにおいて、緒川新田地域の地域別構想の「土地利用の方針」には、幹線道路沿道に商業施設などの立地を図る、生活利便施設の集積による拠点形成を図る、日常生活に必要な施設立地を図る場としての機能の維持・向上を図るなどが記載されています。

新田地区の方が、歩いて買い物に行ける商店が欲しいとの要望は根強くある中で、誰が、どのように進めていくこととして考えられているのか、見解を伺います。

知多刈谷線・名古屋半田線の完成後に向けた生活道路の提案図



質問順位 10 5 番議員 赤川 操恵（公明党東浦）

1. 認知症の人に寄り添った地域社会の構築を

内閣府令和 6 年度版高齢社会白書、2. 健康・福祉、図 1-2-2-5 認知症及び MCI の高齢者数と有病率の将来推計によりますと、国内の認知症の高齢者数は、65 歳以上の人口がピークを迎える 2040 年には、認知症高齢者数が約 584 万人、軽度認知障害(MCI)高齢者数が約 612 万人（「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」より）にのぼることが推計されています。また厚生労働省は、認知症と MCI の有病率の合計値は約 28%（2022 年時点）であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要としています。

- (1) 2024 年 1 月に施行された認知症基本法では、認知症の人を単に「支える対象」としてとらえるのではなく、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができるよう、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進」する事を目的としています。高齢化が進む中で認知症は誰もがなり得るものであるとの認識のもと、最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築は益々求められています。本町においては、国に先がけて「認知症にやさしいまちひがしうら」として令和 2 年 6 月 26 日に東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例が制定され、3 つの基本理念を基に様々な取り組みが推進されています。

令和 6 年第 1 回定例会で他議員の一般質問でもありましたが、認知症基本法に対する本町の見解を伺います。

- (2) 1994 年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機関

（WHO）と共同で毎年 9 月 21 日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施しています。また 9 月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っています。本町では東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の取り組みの一環として、「認知症にやさしいまちひがしうら おれんじ月間」と銘打ち、オレンジガーデニングプロジェクト等のイベント開催を始め、様々な取り組みが実施されます。このような取り組みを通じた、認知症の人や家族も安全に安心して暮らせる地域づくりは益々必要だと考えます。そこで今後の認知症サポーター養成講座の更なる展開や、「新しい認知症観」に対する啓発資料の作成・配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みの推進をしてはと考えますが、本町の見解を伺います。

(3) 認知症ピアサポート環境の整備を

若年性認知症の方や軽度認知障害（MCI）の方々も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会参加の機会の確保に向けた環境の整備が必要だと考えます。特に、認知症と診断された後、希望を失うことなく新たな目標を持って行動することができるように、認知症の人が自らの認知症に関わる経験等を、当事者同士で共有する場が確保できる事は、本人や家族の不安の軽減に対して大変に重要だと考えます。そこで、認知症の方が診断後早い段階で、同じ経験をした方々との情報共有や、様々なアドバイスが受けられるように、オンラインによる交流も含めた、地域での認知症ピアサポートの環境整備が重要と考えますが、本町の見解を伺います。

(4) 認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及を

認知症の方に寄り添うケア技術にユマニチュードがあります。ユマニチュードはフランス語の造語で「人間らしくある」という意味を持ちます。認知症の方に「あなたを大切に思っている」ことを、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの基本技術で相手の方が理解できるよう表現するケア技法です。認知症の当事者は日常生活をこなせなくなり大きな不安や恐怖を感じ、介護者に暴力的な言動を行うことが多くなります。しかし、脳の機能が衰えても感情記憶などは失われにくいとされるため、ユマニチュードはこうした感情記憶などに働きかけ、相手に安心感を与え、受け入れてもらい信頼関係を築くこと目指しています。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、看護師による口腔ケアを嫌がり、声を荒らげていた90代の男性に対して、ユマニチュードの提唱者の一人、イヴ・ジネスト氏がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け口腔ケアを受け入れ、更には数年ぶりに笑顔を見せていました。

福岡市では、「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」の一環としてユマニチュードの普及・促進を行っています。市は、2016年度、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減しました。それに伴い介護者の負担感が軽減するなどの効果が見られたことから、18年度にユマニチュードの講座などを本格的に展開しました。2023年12月末までに、234回の講座が行われ、1万210人が受講。講座の対象者は、小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは「もっと早く知っていれば良かった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられ、地域住民や子供たちに認知症とユマニチュードの基礎を教える「地域リーダー」

が誕生。こうした取り組みを継続的に実施しようと、2024年4月から福祉局の中に「ユマニチュード推進部」が新たに設置されました。また、福岡市政だよりでは、令和3年4月1日号から1年間、優しさを伝えるケア技法「ユマニチュード」のコラムが連載されました。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。そこで、認知症の人と家族等の暮らしを守るために、家族介護者講座や小中学生向け講座、認知症サポーターのフォローアップ講座等、ユマニチュードの普及・啓発に積極的に取り組んではと考えますが、見解を伺います。

2. 激甚化する豪雨災害への対策を

(1) 「気象防災アドバイザー」の起用を

近年、気象変動の影響により自然災害は激甚化・頻発化しております。最近では、令和6年7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本で大雨となり、山形県では線状降水帯が発生。また、東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点がありました。記録的な大雨となり人的被害も発生し、生命を守る防災対応が一層求められております。国土交通省では、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、被害の防止や最小化のために、防災インフラ等の整備を進めています。このハード面の整備と同時に、より正確な情報を迅速に収集・発信し、住民の方の被害を最小限に抑える行動を促すために、ソフト面での取り組みも大変に重要であると考えます。

そこで激甚化する自然災害に備えるため、「気象防災アドバイザー」の起用が災害対策の助けとなると考えます。「気象防災アドバイザー」は、国土交通大臣が委嘱する、防災と気象に精通しているスペシャリストで、気象庁のOB・OGや所定の研修を終了した気象予報士が担っています。豊田市では令和4年5月に県内初の「気象防災アドバイザー」を採用しています。令和5年6月2日、愛知県東部で線状降水帯が発生。激しい大雨で河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で100件を超える建物などに被害が出ましたが、事前に気象防災アドバイザーからの助言をもとに、小中学校の臨時休校や市内全域への避難指示を素早く発令するなど最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えられました。また「気象防災アドバイザー」は、平時には小中学校や地域での防災講習などの啓発活動も行い、住民の防災意識の向上に寄与しています。

ア. 豪雨災害等の発生が予測される場合、現在の本町での情報収集の方法を伺います。

イ．住民へ避難等の情報を出すまでの手順を伺います。

ウ．「気象防災アドバイザー」の愛知県内の状況と本町での起用に向けての見解を伺います。

(2) 過去の災害を後世に伝え残し、未来に生かすために

愛知県では死者・行方不明者 3,200 人を超えた昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、また平成 12 年 9 月に起きた東海豪雨は伊勢湾台風以来の甚大な被害をもたらしました。令和 4 年 7 月には豪雨により町内の数か所で冠水や土砂崩れが起こり、気象災害のリスクは年々増していると言えます。過去の災害から得られる教訓、先人たちの知恵を未来に生かすためにも、本町における災害の記録を残し、幅広い世代で共有する事は未来の防災行動につながる大切なものと考えます。

ア．過去に起こった災害の伝承等に関するこれまでの本町での取り組みについて伺います。

イ．誰でも閲覧できる記録集や証言集等の資料や動画が制作保存されているか伺います。

質問順位 11 7 番議員 久松 純志（清流会）

1. 本町のさらなる活性化と活力ある社会の実現に向けた現状は

令和 5 年第 3 回定例会において本町の地方創生の取り組みについて質問しました。「第 2 期東浦町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」に 5 つの基本目標、それを達成するための 14 の主要施策が具体的施策ですとの答弁でした。

本町は、自然豊かな住環境に恵まれ、周囲の市町へ通勤するベッドタウンとして発展してきました。可処分所得の大小にかかわらず、何不自由なく生活できる環境のため、外部からの町への認知度・評価に関心を寄せる必要はなかったのではないかと考えます。

しかし、人口減少社会の到来が各種統計及び数値により確実視され、減少の割合をいかに少なくし、流入人口を増やすことは、同様の問題を抱える近隣他市町とのより一層の競合が予想されます。持続可能なまちであるためには、現状を正確に認識し、人口の社会増の確保、社会減の抑制に努めるための具体的方策が、本町の取り組むべき喫緊の課題と考えるため、再度質問致します。

5 つの基本目標・14 の主要施策の検証ではなく、減少傾向が高いと見込まれる、本町の年少人口、生産年齢人口の各層及び町外の年齢各層に対し本町への一層の理解を深め、「住みたい・住みつづけたい」まちとして、選択の可能性を高める方策について、以下のことを伺います。

- (1) 本町の認知度を高め、町を知り、訪れてもらうための情報発信の手段等について伺います。
- (2) 東浦町の魅力（観光、文化財、景観、自然環境等）と賑わいの創出策を伺います。
- (3) 若年層が郷土に愛着を持ち、住み続けてもらうために取られている方策について伺います。
- (4) 移住や転入の促進を図るためには、本町の子ども・子育て支援体制の更なる充実が必要と考えますが、現状をどのように捉えているか伺います。
- (5) 近隣他市町との公共施設等の相互利用や衣浦定住自立圏等の活用状況について伺います。
- (6) 多文化共生社会を目指す本町にとって、今後は労働人口としての外国人の役割は一層重要になると考えられますが、外国人の定住をどのように促進していくのか伺います。

2. 子育て支援から児童の権利擁護を

児童福祉法は、子どもが健康で幸せに成長できる環境を整えるための法律です。児童は適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護される権利を有し、心身の健やかな成長や自立を図る権利を持っています。こ

の法律は保護者だけでなく、地方自治体や国も児童を健やかに育成する責任を負うとされています。

近年、核家族化の進行や地域の関わりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安感や負担感が増大しています。その様な環境に起因するとみられる、児童への暴力という虐待（身体的・精神的を含む）が認知されるようになったと思われます。全国的にも児童虐待の相談通告件数は増加傾向にあり、子どもが虐待により死亡する事案も多数発生しています。

児童虐待等がなぜ起きているのか。どうしたら守られるべき命を救えるのか。健やかな成長を確保できるのか。子育て支援の観点から、行政の果たすべき役割等について以下のことを伺います。

- （１）本年４月に施行された児童福祉法等の一部改正の児童虐待に関連する主な変更点について、本町の見解を伺います。
- （２）本町の子育てに係る行政サービスは多岐にわたっていますが、社会問題化し、増加傾向にある児童虐待について、特に就学前の児童に対する虐待の現状をどのように把握されているか伺います。
- （３）虐待又は虐待ではないかと情報を得た場合の、行政の対応を伺います。
- （４）子どもの人権・命を守ることは、何事にも代えられない優先すべき事案であります。児童虐待を防止するための具体的取組を伺います。
- （５）当該家庭等に対する経済的援助など、総合的な子育て支援体制が求められていると考えますが、現在の本町の対応を伺います。